

1 不法就労の防止にご協力を！

不法就労は法律で禁止されています。不法就労となるのは、次の3つの場合です。

- | | |
|--|--|
| 1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース | (例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
・退去強制されることが既に決まっている人が働く |
| 2 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース | (例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く
・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く |
| 3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース | (例) ・外国料理のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
・留学生が許可された時間数を超えて働く |

不法就労させた場合、事業主も処罰の対象となります。

注意! **事業主も処罰の対象となります!!**

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
⇒ **3年以下の懲役・300万円以下の罰金**
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒ **退去強制の対象**
- 外国人の雇入れ又は雇止について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人⇒ **30万円以下の罰金**

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には**地方出入国在留管理局へ通報したり出頭を促す**などしてください!

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください!!

2 ダメ!! ゼツタイ!! 違法薬物

薬物乱用は乱用者本人のみならず、家族や友人等の周囲の人、更には社会全体に害悪を及ぼす重大な犯罪です。

違法薬物には依存性があり、一度でも手を出すと自分の意思ではやめられなくなっています。

違法薬物の例としては、

大 麻：大麻草、乾燥大麻、液状大麻などがある。使用すると知覚を変化させ、パニックを引き起こすこともあり、乱用で、学習能力の低下、記憶障害、人格変化を起こす。

覚 醒 剤：幻覚や妄想が現れ、中毒性精神病にもなりやすい。大量摂取で死亡する可能性有。

危険ドラッグ：合法と謳っていても違法な成分が含まれることもあり、呼吸困難や異常行動、最悪の場合死に至る可能性有。などが挙げられます。違法な薬物の使用はゼツタイにやめましょう。

違法な薬物に関する情報や相談は→ 薬物110番 088-653-4444

ガンバリ!うずしお君



徳島県警

Facebook



徳島県警

X (旧 Twitter)



徳島県警

YouTube

